

事業主の皆さまへ

平成 29 年 9 月分から 厚生年金保険料率が変わります

平成 16 年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は平成 29 年 9 月まで毎年改定されることになっています。

平成 29 年 9 月分(同年 10 月 31 日納付期限分)からの保険料率は、次のとおりです。

	一般	坑内員・船員
	厚生年金基金加入者	厚生年金基金加入者
現行	18.182 % 13.182 %～15.782 %	18.184 % 13.184 %～15.784 %
変更後	18.300 %	13.300 %～15.900 %

* 厚生年金基金に加入している方の保険料率は、厚生年金基金に未加入の方の保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4～5.0%)を控除した率となります。

* 免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

< お願い >

- 厚生年金保険料率の改定については、被保険者の皆さまにもお知らせください。
- 事業主は、被保険者の方に取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額などについて、法律により必ず通知しなければならないことになっています。被保険者の方が、ご自身の記録を確認するためにも必ず通知してください。

詳しくは、各ホームページをご覧ください。

平成29年 9月分(10月31日納付期限分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

【高知県】

(単位:円)

標準報酬※		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				10.18%		11.83% (10.18+1.65)		18.300%	
等級	月額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	~	63,000	5,904.4	2,952.2	6,861.4	3,430.7		
2	68,000	63,000	~ 73,000	6,922.4	3,461.2	8,044.4	4,022.2		
3	78,000	73,000	~ 83,000	7,940.4	3,970.2	9,227.4	4,613.7		
4(1)	88,000	83,000	~ 93,000	8,958.4	4,479.2	10,410.4	5,205.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	~ 101,000	9,976.4	4,988.2	11,593.4	5,796.7	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	~ 107,000	10,587.2	5,293.6	12,303.2	6,151.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	~ 114,000	11,198.0	5,599.0	13,013.0	6,506.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	~ 122,000	12,012.4	6,006.2	13,959.4	6,979.7	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	~ 130,000	12,826.8	6,413.4	14,905.8	7,452.9	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	~ 138,000	13,641.2	6,820.6	15,852.2	7,926.1	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	~ 146,000	14,455.6	7,227.8	16,798.6	8,399.3	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	~ 155,000	15,270.0	7,635.0	17,745.0	8,872.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	~ 165,000	16,288.0	8,144.0	18,928.0	9,464.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	~ 175,000	17,306.0	8,653.0	20,111.0	10,055.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	~ 185,000	18,324.0	9,162.0	21,294.0	10,647.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	~ 195,000	19,342.0	9,671.0	22,477.0	11,238.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	~ 210,000	20,360.0	10,180.0	23,660.0	11,830.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	~ 230,000	22,396.0	11,198.0	26,026.0	13,013.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	~ 250,000	24,432.0	12,216.0	28,392.0	14,196.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	~ 270,000	26,468.0	13,234.0	30,758.0	15,379.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	~ 290,000	28,504.0	14,252.0	33,124.0	16,562.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	~ 310,000	30,540.0	15,270.0	35,490.0	17,745.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	~ 330,000	32,576.0	16,288.0	37,856.0	18,928.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	~ 350,000	34,612.0	17,306.0	40,222.0	20,111.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	~ 370,000	36,648.0	18,324.0	42,588.0	21,294.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	~ 395,000	38,684.0	19,342.0	44,954.0	22,477.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	~ 425,000	41,738.0	20,869.0	48,503.0	24,251.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	~ 455,000	44,792.0	22,396.0	52,052.0	26,026.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	~ 485,000	47,846.0	23,923.0	55,601.0	27,800.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	~ 515,000	50,900.0	25,450.0	59,150.0	29,575.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	~ 545,000	53,954.0	26,977.0	62,699.0	31,349.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	~ 575,000	57,008.0	28,504.0	66,248.0	33,124.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	~ 605,000	60,062.0	30,031.0	69,797.0	34,898.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	~ 635,000	63,116.0	31,558.0	73,346.0	36,673.0	113,460.00	56,730.00
35	650,000	635,000	~ 665,000	66,170.0	33,085.0	76,895.0	38,447.5		
36	680,000	665,000	~ 695,000	69,224.0	34,612.0	80,444.0	40,222.0		
37	710,000	695,000	~ 730,000	72,278.0	36,139.0	83,993.0	41,996.5		
38	750,000	730,000	~ 770,000	76,350.0	38,175.0	88,725.0	44,362.5		
39	790,000	770,000	~ 810,000	80,422.0	40,211.0	93,457.0	46,728.5		
40	830,000	810,000	~ 855,000	84,494.0	42,247.0	98,189.0	49,094.5		
41	880,000	855,000	~ 905,000	89,584.0	44,792.0	104,104.0	52,052.0		
42	930,000	905,000	~ 955,000	94,674.0	47,337.0	110,019.0	55,009.5		
43	980,000	955,000	~ 1,005,000	99,764.0	49,882.0	115,934.0	57,967.0		
44	1,030,000	1,005,000	~ 1,055,000	104,854.0	52,427.0	121,849.0	60,924.5		
45	1,090,000	1,055,000	~ 1,115,000	110,962.0	55,481.0	128,947.0	64,473.5		
46	1,150,000	1,115,000	~ 1,175,000	117,070.0	58,535.0	136,045.0	68,022.5		
47	1,210,000	1,175,000	~ 1,235,000	123,178.0	61,589.0	143,143.0	71,571.5		
48	1,270,000	1,235,000	~ 1,295,000	129,286.0	64,643.0	150,241.0	75,120.5		
49	1,330,000	1,295,000	~ 1,355,000	135,394.0	67,697.0	157,339.0	78,669.5		
50	1,390,000	1,355,000	~	141,502.0	70,751.0	164,437.0	82,218.5		

※健康保険と厚生年金保険では、標準報酬月額の上限と下限が異なります。
「等級」欄の()内の数字は、厚生年金保険の等級となります。

- ・標準報酬88,000円の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- ・標準報酬620,000円の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

- 40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者の方は、健康保険料(10.18%)と介護保険料(1.65%)の合計額を負担します。
- 厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。
- 平成29年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、280,000円です。

< 保険料に関する注意事項 >

- 被保険者負担分(表の折半額の欄)に、円未満の端数がある場合
事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合には切り上げて1円となります。
(注) 事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 賞与の保険料額
賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険が年間573万円(4月1日~翌年3月31日までの累計額)、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金が年間150万円となります。
- 子ども・子育て拠出金
事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません)
子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.23%)を乗じて得た額の総額となります。
- 納入告知書の保険料額
被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。
ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。